

開設者が行う、特定感染症指定医療機関の運営事業

イ. 第一種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項の規定により都道府県知事が指定した、第一種感染症指定医療機関に係る次の事業

(ア) 都道府県が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業

(イ) 感染症法第60条の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業

ウ. 第二種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項及び附則第8条第1項の規定により都道府県知事が指定した第二種感染症指定医療機関に係る次の事業（ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。）

(ア) 都道府県が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業

(イ) 感染症法第60条の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業

⑤ 医療安全推進事業

ア. 医療事故情報収集等事業

平成16年5月25日医政発第0525008号厚生労働省医政局長通知の別紙「医療事故情報収集等事業実施要綱」に基づき、財団法人日本医療機能評価機構が行う医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業

イ. 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

平成17年3月25日医政発第0325010号厚生労働省医政局長通知の別紙「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業実施要綱」に基づき、社団法人日本内科学会（又は代表学会事務局など）が行う診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

ウ. 産科医療補償制度運営事業

平成20年5月15日医政発第0515013号厚生労働省医政局長通知の別紙「産科医療補償制度運営事業実施要綱」に基づき、財団法人日本医療機能評価機構が行う産科医療補償制度運営事業

⑥ 災害医療対策事業等

ア. 医療施設耐震化促進事業

平成20年4月9日医政発第0409010号厚生労働省医政局長

通知の別紙「災害医療対策事業等実施要綱」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療施設耐震化促進事業に対して都道府県が補助する事業

イ. 災害医療調査ヘリコプター運営事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う災害医療調査ヘリコプター運営事業

ウ. 防災訓練等参加支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う防災訓練等活動支援事業

(イ) 市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う防災訓練等活動支援事業に対して都道府県が補助する事業

エ. DMA T活動支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 被災都道府県が行うDMA T活動支援事業

(イ) 要請を受けた都道府県、市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行うDMA T活動支援事業に都道府県が補助する事業

⑦ 治験拠点病院活性化事業

平成19年4月13日医政発第0413004号厚生労働省医政局長通知の別紙「治験拠点病院活性化事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う治験拠点病院活性化事業

⑧ 地域医療確保支援事業

ア. 地域医療確保支援モデル事業

平成19年5月7日医政発第0507002号厚生労働省医政局長通知の別添「地域医療対策実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う地域医療確保支援モデル事業

(イ) 市町村及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行う地域医療確保支援モデル事業に対して都道府県が補助する事業

イ. 医師交代勤務等導入促進事業

平成20年4月1日医政発第0401042号厚生労働省医政局長通知の別紙「勤務医等環境整備事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う医師交代勤務等導入促進事業

(イ) 市町村及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行う医師交代勤務等導入促進事業に対して都道府県が補助する事業

ウ. 産科医療機関確保事業

平成21年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局  
長通医の別紙「産科医療確保事業実施要綱」に基づき、実施する次の  
事業

- (ア) 都道府県が行う産科医療機関確保事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う産科医療機関確保事業に対して都道府県が補助する事業

⑨ 医療機関未収金対策支援事業

平成21年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長  
通知の別紙「医療機関未収金対策支援事業実施要綱」に基づき、実施す  
る次の事業

- (ア) 都道府県が行う医療機関未収金対策支援事業
- (イ) 医療機関が行う未収金対策支援事業に対して都道府県が補助する事業
- (ウ) 市町村が行う保険者等との連携体制の強化のために有効な事業に対して都道府県が補助する事業

⑩ グローバル臨床研究拠点整備事業

平成21年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長  
通知の別紙「グローバル臨床研究拠点整備事業実施要綱」に基づき、厚  
生労働大臣が適当と認める者が行うグローバル臨床研究拠点整備事業

(2) 中毒情報基盤整備事業費補助金

中毒情報センター情報基盤整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、財団法人日本中毒情報センターが行う中毒情報センター情報基盤整備事業

(3) 第三者病院機能評価支援事業費補助金

平成12年4月3日健政発第462号厚生省健康政策局長通知の別紙「第三者病院機能評価支援事業実施要綱」に基づき、財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価新領域評価調査者（サーベイヤー）養成事業及び基礎的・制度的病院機能評価研究事業

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(11)により算出された額の合計額

とする。（ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）

(1) へき地保健医療対策等の事業の交付額は、次の①から⑫により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① へき地医療支援機構運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
担当官経費	<p>1か所当たり次のいずれかにより算出された額</p> <p>(1)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(ア) 9,669,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。</p> <p>(2)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(イ) へき地医療支援機構活動年間延日数 (12月×1月当たり活動日数×1日当たり勤務時間/8時間)が ア 54日以上 3,849,000円</p>	<p>無医地区等への巡回診療、へき地診療所、過疎地域等特定診療所（以下「へき地診療所等」という。）及び医師配置標準の特例措置の許可を受けた病院（以下「特例措置許可病院」という。）への医師派遣等の医療活動の調整等を行う担当官に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 委託料</p>

	<p>イ 36日以上 54日未満 2,566,000円</p> <p>ウ 36日未満 1,283,000円</p> <p>(3)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(ウ) 4,276,000円</p> <p>なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。</p>	
代診等担当 医師経費	<p>次により算出された額</p> <p>へき地医療支援機構勤務年間延日数 ×71,000円</p> <p>ただし、勤務時間が8時間に満たない場合は、上記金額に勤務時間/8を乗じて得た額とする。</p>	<p>へき地診療所等及び特例措置許可病院への代診等を行うへき地医療支援機構勤務医師に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 委託料</p>
運営経費	<p>1か所当たり次のいずれかにより算出された額</p> <p>(1)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(ア) 6,696,000円</p> <p>なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。</p>	<p>へき地医療支援機構の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>賃金 報償費 旅費 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等) 役務費(通信運搬費) 委託料 使用料及び賃借料</p> <p>(都道府県がへき地医療支援機構の業務を暫定的に行う場合において</p>

	<p>(2)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(イ)</p> <p>5,945,000円</p> <p>なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。</p>	<p>は次に掲げる経費</p> <p>報償費</p> <p>旅費</p> <p>需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等)</p> <p>役務費(通信運搬費)</p>
協議会経費	<p>年 額 497,000円</p>	<p>へき地勤務医師等確保協議会の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>賃金</p> <p>旅費(協議会出席旅費、連絡旅費)</p> <p>報償費(協議会出席謝金)</p>
事業協力経費	<p>事業協力病院1か所当たり次により算出された額の合算額</p> <p>へき地診療所等及び特例措置許可病院1か所ごとに派遣した期間が</p> <p>1. 年間9月以上</p> <p>642,000円</p> <p>2. 年間6月以上9月未満</p> <p>428,000円</p> <p>3. 年間3月以上6月未満</p> <p>214,000円</p>	<p>事業協力病院に対し支払う次に掲げる経費</p> <p>報償費</p> <p>委託料</p> <p>負担金、補助金及び交付金</p>
代替医師雇上経費	<p>次により算出された額</p> <p>代替医師雇上日数×日 額 27,000円</p> <p>ただし、雇上時間が8時間に満たない場合は、上記金額に雇上時間/8を乗じて得た額とする。</p>	<p>事業協力病院での代替医師の雇上げに必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬</p> <p>賃金</p> <p>報償費</p> <p>委託料</p> <p>負担金、補助金及び交付金</p>
振興経費	<p>1県当たり年額</p> <p>・直接運営の場合</p>	<p>へき地に勤務しようとする医師等の就職の紹介等事業に必要な次に掲げ</p>

	2,622,000円	る経費
	・委託運営の場合	賃金
	2,752,000円	旅費
		需用費
		役務費
		委託料

② へき地医療拠点病院運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
医療活動費	1か所当たり次により算出された額の合算額  へき地医療活動経費  (1) 巡回診療等従事者経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数  (2) 巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数  (3) 代診医等派遣経費	無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費  報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費 (研究費に計上したものを除く。)

	<p>医師 61,000円×延日数          その他 25,000円×延日数</p>	<p>需用費（医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。）          役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。）          委託料          使用料及び賃借料（伝送装置経費に計上したものを除く。）          原材料費          備品購入費（単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。）          公課費</p>
研究費	<p>1か所当たり次に定める額          (1) 医療活動年間延日数          150日以上          446,000円          (2) 医療活動年間延日数          75日以上150日未満          334,000円          (3) 医療活動年間延日数          50日以上75日未満          223,000円</p>	<p>学会出席に必要な次に掲げる経費          旅費（学会出席旅費）</p>
研修費	<p>1回当たり 56,000円</p>	<p>へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に          必要な次に掲げる経費          講師謝金          旅費          需用費（消耗品費及び印刷製本費）</p>
医療費	<p>医療に要した実支出額</p>	<p>医療に必要な次に掲げる経費          需用費（医薬材料費、医</p>



		療用消耗品費、医療機器修繕料) 備品購入費（単価50万円未満の医療用備品に限る。）
伝送装置 経 費	1 か所当たり次により算出された額 静止画像等伝送装置 ア. へき地医療拠点病院診療支援システム （887,460円＋74,290円） ×稼動月数 イ. へき地診療所診療支援システム （443,730円＋37,140円） ×導入へき地診療所数 ×稼動月数	静止画像等伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 報 償 費（へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。） 需 用 費（消耗品費、修繕料等） 役 務 費（通信運搬費） 使用料及び賃借料 備品購入費（単価50万円未満の庁用器具に限る。） 委 託 料（上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。）

③ へき地診療所運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除

した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあつては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ウ. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1（沖縄県にあつては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
事務費	1 か所当たり次により算出された額 (1) ア. 診療日数1～129日 $2,897,000円 + (71,000円 \times \text{実診療日数})$ イ. 診療日数130～259日 $2,897,000円 + (77,000円 \times \text{実診療日数})$ ウ. 診療日数260日以上 $2,897,000円 + (87,000円 \times \text{実診療日数})$ (2) 訪問看護による加算額 $25,000円 \times \text{訪問看護日数}$	へき地診療所の運営に必要な次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費（研究費に計上したものを除く。） 需用費（研究費、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。） 役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 委託料 使用料及び賃借料（伝送装置経費に計上したものを除く。） 原材料費 備品購入費（単価50万円未

		満の備品に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。)
研究費	1か所当たり (1) 診療日数 1～129日 65,000円 (2) 診療日数 130～259日 130,000円 (3) 診療日数 260日以上 195,000円	医学研究及び学会出席に必要な次に掲げる経費 旅費 (研究旅費、学会出席旅費及び調査研究旅費) 需用費 (医学用図書雑誌及び医学研究用材料) 備品購入費 (単価50万円未満の研究用備品に限る。)
医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な次に掲げる経費 需用費 (医薬材料費、医療用消耗品費、医療機器修繕料) 委託料 (診療のための検査委託料) 備品購入費 (単価50万円未満の医療用備品に限る。)
伝送装置経費	1か所当たり次により算出された額 (1) ファクシミリ 36,250円×稼動月数 ただし、導入初年度にあっては45,450円を加算する。 (2) 静止画像等伝送装置 289,170円×稼動月数	伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 需用費 (消耗品費、修繕料等) 役務費 (通信運搬費) 使用料及び賃借料 備品購入費 (単価50万円未満の庁用器具に限る。)

④ へき地診療所等医師支援事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2 (沖縄県にあっては4分の3) を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
医師1人当たり  1,313,000円	へき地診療所等医師確保支援事業に必要な次に掲げる経費 職員手当等 旅費 使用料及び賃借料

⑤ へき地巡回診療車（船）運営事業

ア. 都道府県が行う事業及び社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う事業（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う事業については、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、アに掲げる場合を除く。）、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ. 病院又は診療所の開設者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額		2. 対象経費
巡回診療実施日数×次に定める単価		へき地巡回診療車(船)又は歯科巡回診療車の運営に必要な次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 旅費 報償費 需用費(消耗品費、医薬材料費、燃料費、印刷製本費、修繕料) 役務費 委託料
区分	単価(円)	
巡回診療車	57,000	
歯科巡回診療車	62,000	
巡回診療船	厚生労働大臣に協議して定めた額	

⑥ 離島巡回診療へり運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出

額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

ウ. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
<p>1 事業あたり次により算出された額</p> <p>巡回診療実施日数×1,202,000円</p>	<p>離島巡回診療へりの運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>報 酬</p> <p>給 料</p> <p>職員手当等</p> <p>共 済 費</p> <p>賃 金</p> <p>旅 費</p> <p>報 償 費</p> <p>賃 借 料</p> <p>需 用 費 (消耗品費、医薬材 料費、燃料費、修繕料)</p> <p>役 務 費</p>

⑦ 沖縄へき地歯科診療班運営事業

- ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
事務費	年額 4,001,000円	へき地歯科診療班の運営に必要な次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 旅費 諸謝金 報償費 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費)
医療費	年額 1,603,000円	医療に必要な次に掲げる経費 備品購入費(医療用機器購入費) 需用費(消耗品費〔歯科治療用及び歯科技工用消耗機器購入費〕、修繕料)

⑧ 離島歯科診療班派遣事業

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
診療班1班当たり次に定める単価 (1) 遠隔型離島 777,000円 (2) 近接型離島 140,000円  ただし、派遣日数は次のとおりとする。 (1) 遠隔型 8日間以上 (2) 近接型 2日間以上	離島への歯科診療班の派遣に必要な次に掲げる経費 報 酬 給 料 職員手当等 賃 金 旅 費 報 償 費 需 用 費 (消耗品費、医薬材料費、燃料費、印刷製本費、修繕料) 委 託 料

⑨ ヘき地保健指導所運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
給 与 費	次により算出された額の合算額 (1) 職員基本給等 1か所当たり 4,779,000円 ただし、新設のへき地保健指導所にあつては、上記金額に稼働月数/12を乗じて得た額	へき地保健指導所に駐在する保健師に支給するために必要な次に掲げる経費 給 料 職員手当等 特別手当 (期末勤勉手当)



	<p>とする。</p> <p>(2) 寒冷地手当</p> <p>国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第2条の規定により算出した額</p> <p>ただし、同条第4項に定める基準額については、1人当たりそれぞれ次に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級地区分</th> <th>単 価 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級地</td> <td>10,340</td> </tr> <tr> <td>2 級地</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td>3 級地</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>4 級地</td> <td>7,360</td> </tr> </tbody> </table>	級地区分	単 価 (円)	1 級地	10,340	2 級地	8,800	3 級地	8,600	4 級地	7,360	<p>特地勤務手当（へき地手当）</p> <p>寒冷地手当</p> <p>共 済 費</p> <p>賃 金（育児休業代替保健師の雇上げに要する場 合に限る。）</p>
級地区分	単 価 (円)											
1 級地	10,340											
2 級地	8,800											
3 級地	8,600											
4 級地	7,360											
保健指導 事業費	<p>1 か所当たり 336,000円</p> <p>ただし、新設のへき地保健指導所にあつては、上記金額に稼動月数/12を乗じて得た額とする。</p>	<p>保健指導所の運営及び保健指導に必要な次に掲げる経費</p> <p>旅 費</p> <p>需用費（伝送装置経費に計上したものを除く。）</p> <p>役 務 費（伝送装置経費に計上したものを除く。）</p>										
伝送装置 経 費	<p>1 か所当たり次により算出された額</p> <p>8,400円+2,390円×稼動月数</p> <p>ただし、導入初年度にあつては、40,000円を加算する。</p>	<p>伝送装置の維持運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>需用費（消耗品費、修繕料等）</p> <p>役 務 費（通信運搬費）</p> <p>備品購入費（単価50万円未満の伝送装置用の庁用器具に限る。）</p>										

⑩ 全国へき地医療支援センター運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
年 額 36,257,000円	全国へき地医療支援センター運営事業に必要な次に掲げる経費 給 料 職員手当等 法定福利費 賃 金 報償費 役務費（通信運搬費） 使用料及び賃借料 委託料

⑪ へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣が必要と認めた額	次により算出された額の合計額とする。  (1) へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業実施に必要な次に掲げる経費 報償費（謝金） 旅 費 需用費（消耗品費、印刷製本費、図書購入費） 役務費（通信運搬費）  (2) 国が都道府県の要請を受けて緊急臨時的な医師派遣の決定を行う場合であって、国が決定する病院に再就業する医師に係るへき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業実施に必

	要な次に掲げる経費 旅費 滞在費 指導医、プログラム責任者にかかる謝金、人件費、手当 賃金（プログラム責任者の補助者雇上経費） 役務費（損害保険料） 備品、医療機器（患者に使用するものを除く。）、庁用器具（視聴覚教育用機器）購入費
--	---

(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 救急医療支援センター運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
108,595千円	救急医療支援センターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃金 6. 報償費 7. 需用費（消耗品費、印刷製本費） 8. 役務費 9. 備品購入費（サーバー） 10. 使用料及び賃借料 11. 委託費（上記1から10に該当するもの。）

② 救急医療トレーニングセンター運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
<p>1か所当たり</p> <p style="text-align: right;">89,798千円</p>	<p>救急医療トレーニングセンターの運営に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 旅費</li> <li>2. 滞在費</li> <li>3. 指導医、プログラム責任者にかかる謝金、人件費、手当</li> <li>4. 賃金（プログラム責任者の補助者雇上経費）</li> <li>5. 役務費（損害保険料）</li> <li>6. 備品、医療機器（患者に使用するものを除く。）、庁用器具（視聴覚教育用機器）購入費</li> <li>7. 海外留学費</li> <li>8. 外国人講師招へい費</li> </ol>

③ ドクターヘリ夜間搬送モデル事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額を比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。